

身体検査の合格基準の一部変更に関するお知らせ

募集要項に関わらず、平成31年4月1日以降、下記のとおり身体検査の合格基準の一部を変更します。

記

1 適用する採用種目

自衛隊幹部候補生（飛行要員を除く。）、医科・歯科幹部、海上自衛隊技術海上幹部、航空自衛隊技術航空幹部、海上自衛隊技術海曹及び航空自衛隊技術空曹（航空交通管制技能証明保有者及び航空交通管制基礎試験合格者以外のもの）、自衛隊一般曹候補生、自衛官候補生、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生、陸上自衛隊高等工科学校生徒、貸費学生、予備自衛官補

2 変更内容

- (1) 身長の合格基準を下表のとおり、変更します。

男子	女子	生徒
150cm 以上のもの	140cm 以上のもの	150cm 以上のもの

- (2) 胸囲、肺活量について、基準を廃止します。

- (3) 視力の合格基準を次のとおり変更します。

「両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの」

- (4) その他の合格基準として、「刺青がないもの」としてはありますが、次のとおり、例外規定を設けます。

「専ら美容を目的として眉又はまぶたに施されたものについては、この限りではありません。」

- (5) 身長基準の変更に伴い、身長に応じた体重に関する合格基準に下表を追加します。

男子

身長	体重
cm	kg 以上
150.0～	44
152.0～	45

体重超過の判定基準
kg 以上
65
67

女子

身長	体重
cm	kg 以上
140.0～	38
142.0～	39
145.0～	40
148.0～	42

体重超過の判定基準
kg 以上
52
53
55
57

生徒

16歳

身長	体重
cm	kg 以上
150.0～	41

体重超過の判定基準
kg 以上
60

- 3 ご不明な点がある場合は、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問合せ下さい。